

佐賀県告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者を指定し、公金事務を委託した。

令和 8 年 1 月 27 日

佐賀県知事 山口祥義

名称	住所又は事務所の所在地	指定年月日	委託年月日	対象となる歳入等又は歳出
株式会社マベック	佐賀市新中町 11 番 18 号	令和 7 年 12 月 15 日	令和 7 年 12 月 25 日	佐賀県営住宅使 用料及び駐車場 使用料